

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和6年12月12日(木)午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 富山 豪 委員 鈴木 明子
委員 原田 悠嗣 委員 榊原 一和
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 坂本 武志 こども課長 萩野谷智通
こども課長補佐 水野 厚子 介護長寿課長 住谷 孝義
介護長寿課長補佐 鈴木 伸一 保険課長 横山 明子
保険課長補佐 小田部信人 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 飛田 建 健康推進課長補佐 梅原千也子
教育部長 浅野 和好 学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 生田目綾子 生涯学習課長 平野 玉緒
スポーツ推進室長 植田 徹也 中央公民館長 梅原 雅美

会議に付した事件

- (1) 議案第60号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの

(5) その他

- ・議員と語ろう会について
- ・調査事項について
- ・茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会について
- ・横手市議会友好訪問について

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

教育厚生常任委員会を始めたいと思います。

今、大変寒くなっておりますが、年末になって大変お忙しい中ですが、インフルエンザも小学校で、学級閉鎖が出てるといってお話も聞いておりますので、委員の皆様、執行部の皆さんにおかれましても、健康には十分留意されて、諸活動に当たっていただければなというふうに思います。

開会前にご連絡いたします。換気のため廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビ等に放映します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長より挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

委員長からございましたけども、執行部の皆さんも今日はマスクをされて、この委員会に臨まれております。体調管理には十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

本日の案件は4件になります。寺門委員長の下、慎重な審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は教育厚生常任委員会のご参集お疲れ様でございます。

少々私も本日のどが痛くて、注意しながら生活していきたいと思っております。

本日提出しております議案は、補正予算関係3件、専決処分1件の4件でございます。

慎重なるご審議の程、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校のほうですけれども、おかげさまで2学期も残り10日余りとなりました。

振り返ってみますと、幼稚園、各小中学校ともに、計画どおり順調に教育活動を進めているところでございます。2学期末をしっかりと迎えたいと思います。

今委員長からもありましたように、12月に入ってから小学校のほうでインフルエンザがやっぱり流行りまして、先週そして今週も学級閉鎖を行っているところがございます。家庭との連携を密にしながら対応しっかり進めながら、2学期末を迎えたいと思います。

引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。本日はお世話になります。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか、関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案第62号をご覧ください。

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

追加になります。事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

下から2番目になります。

給食センター蒸気ボイラー等更新工事、令和6年度から令和7年度まで、1億3,054万8,000円。トレーニングルーム運動機器リース（令和6年度分）、令和6年度から令和12年度まで、713万円。

変更になります。一番下になります。

事項、総合公園管理制御システム及び自動制御装置保守管理業務、補正後限度額415万8,000円。

なお、期間につきましては、補正前と同じになります。

13ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順に、ご説明いたします。

歳出になります。下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、530万7,000円の減。

2目高齢福祉費、908万円。

14ページをお願いいたします。

3目障害福祉費、1億8,365万7,000円。

5目後期高齢者医療費966万8,000円の減。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3万円。

2目児童措置費8,275万円。

15ページをお願いいたします。

3目保育所費8万7,000円。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費1,520万円。

16ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費326万5,000円。

18ページをお願いいたします。下段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費45万円。

19ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費98万6,000円。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費2,040万円。

3目体育施設費150万円。4目総合公園費19万6,000円。

20ページをお願いします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金3,260万2,000円。

国県負担金等返納金でございます。

うち、こども課が2,527万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

鈴木委員 5ページの給食センターのボイラーのところなんですけれども、ボイラーの改善、改修ということなんですけど、民間業者に移行したことと関係があるものなんですか。

学校教育課長 こちらのほうは、給食センターが現状の場所に移って平成6年なんですけども、そのときから稼働しているもので、かなり老朽化が進んでおりまして、それに伴う更新工事でございます。民間に調理部門を委託したのと直接の要因の関係はございません。以上です。

鈴木委員 もう使えないものなんですか。

学校教育課長 現在も使っているんですけども、修繕なども何回も重ねてというようなところで、30年経過しておりまして、交換時期ということで指摘を受けているものになります。以上です。

原田委員 ちょっと前も伺ったことあるかもしれないですけど、15ページの生活保護扶助費

のところですけども、市内で生活保護受給されている方で、外国人の方って何世帯ぐらいいらっしゃるんでしたっけ。

社会福祉課長 お答えします。

現時点の外国人世帯の状況でございますが、1世帯でございます。

以上です。

原田委員 ありがとうございます。

富山委員 老人保護措置事業を伺います。

この間お話しした1.38倍、事務費、全部込み込みでこの金額全て、補正予算にのっているのか伺います。

介護長寿課長 こちらは事務費、生活費等、ほとんど全てを1.389倍としております。

富山委員 ありがとうございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 5ページの1番下の総合公園管理制御システム及び自動制御装置保守管理業務ってあって、400万円ちょっと。これ、そもそも何を自動制御しているのでしょうか。

スポーツ推進室長 こちらは、総合公園の空調ですとか照明ですとか、そういったものの総合的な管理を1か所で行うシステムでございます。

以上でございます。

委員長 ほかはよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩(午前10時11分)

再開(午前10時12分)

委員長 再開します。

こども課が出席しました。

続きまして、議案第60号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第60号をご覧ください。

今回専決処分いたしました内容ですが、通称マル福と言っております那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものとなります。

それでは、議案第60号 専決処分についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとなります。

提案理由ですが、児童手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布により、扶養控除の対象となる扶養親族に係る基準が見直されましたが、茨城県におきましては、現行どおりの取扱いとする茨城県医療福祉対策実施要領が令和6年9月27日に一部改正されたため、本条例においても必要な改正を行うものとなります。

少し補足をさせていただきますと、マル福の該当と非該当の判定を行う際ですが、児童手当や児童扶養手当などの関係法令において規定する所得等の算定方法に基づくことと示されていることから、このように記載をさせていただいているところです。

次のページの専決処分書をご覧ください。

本条例の一部を改正する条例の専決処分を行った日付につきましては、茨城県医療福祉対策実施要領の一部が改正されました日と同日である令和6年9月27日としております。

次のページ、3ページには改正条文、また4ページから5ページにかけて、新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、6ページをご覧ください。改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容ですので、説明につきましては割愛させていただきます。

次に改正条文です。第5条関係、医療福祉費の支給制限における改正となります。

まず、第5条第1項第2号の改正概要ですが、医療福祉費の支給対象とならない重度心身障がい者等について、旧法の特別児童扶養手当施行令に定める額以上とするものです。

次に、第5条第2項の改正概要ですが、所得制限の基準とする額、扶養親族の加算、所得の範囲及び計算方法について、こちらについても旧法の特別児童扶養手当施行令の規定により算定するとするものです。また、今回の改正に併せまして、文言の修正を行っております。

最後に、改正条例附則になります。第1項、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の那珂市医療福祉費支給に関する条例の規定は、令和6年8月1日から適用するとしております。議案書に記載している内容のみですと、分かりづらいと思いますので、改めて少し補足させていただきます。

今回、茨城県医療福祉対策実施要領が改正されました背景には、所得税法において規定されています扶養控除の取扱いに関して、控除対象扶養親族に、国内居住要件を設けるという税制改正がありました。併せて児童手当及び特別児童扶養手当などの関係法令についても、同様の扱いとする政令改正が行われたことにあります。今回の税制改正により扶養親族に係る要件が厳格化されたということで、留学生や障がいをお持ちのかたなどは除かれますけれども、国外に居住する30歳以上で70歳未満の方などにつきましては、扶養控除対象の対象外とするといった改正がされたものです。

マル福の制度上、所得が一定の額以下という所得制限というのが設けられておりまして、今まで扶養親族として対象となっていた方が、対象外となった場合ですけれども、まず、扶養親族の人数が減るということで扶養控除が受けられなくなりますので、結果として所得が上がることになってしまいます。あわせて、扶養親族の人数が減ることで、マル福の制度上、所得制限の上限額というのがあるんですけれども、人数が減るので、その上限額も下がってしまいます。所得が上がって制限が下がってしまうと、そこで今までマル福に該当していた方が、該当しなくなってしまう可能性があるということが分かりまして、茨城県としましては、今回の税制改正前の制度、要は旧法を適用させ、今までマル福を受けていた方に不利益を生じないように、今後についても該当させていくという改正になっています。そういう茨城県の改正がありましたので、那珂市としましても、その要領に合わせた改正を行うといった内容になります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 私よく分かってないんです。すみません。

今までどおりに、新しい国の基準ではマル福が出ないという方に対して県の対応で出すということなんですけど、これまで出ていた方というのは、基準のことを言ってるんですか、それとも今までマル福を受けていた方のことを言ってるのか、どっちでしょう。

こども課長 今までマル福を受けていた方になります。

副委員長 ということは、新たに生まれた国の対象にならない方は、マル福を受けられないってことですね。

こども課長 すみません、もう一度ご質問よろしいでしょうか。

副委員長 国の基準が変わります。そうすると、新しい基準でマル福の対象にならない方がい

る。それでも国の基準が変わっても茨城県としてはそういう方々をマル福に対象にするという話なのか。それとも、今までマル福を受けていた方々が、基準が変わっても継続的に受けられるようにするかということだけど、新規にそういう基準に入った方は対象にならないのか、その2通りどっちですか。

こども課長 副委員長が最初におっしゃられたとおり、今までのマル福に該当していた方が対象外にならないで継続してマル福を受けられるということになります。

副委員長 基準は変わらないということですね。

こども課長 はい。旧法の基準で運営していくということです。

委員長 質疑のほうはよろしいですか。

鈴木委員 今の副委員長の話なんですけど、これから新たに生まれたお子さんに対しても、その範囲内で今までどおり行えるってことでよろしかったですか。

こども課長 今回の改正で該当になるものは、那珂市では重度心身障がい者だけになります。

本来は、あと妊産婦のも該当するんですけども、妊産婦につきましては、もともと那珂市では所得制限を撤廃しておりますので、今回の改正中で那珂市に関係するのは重度心身障がい者だけになります。乳幼児とかは、今までどおりですので大丈夫です。

委員長 ほか、質疑よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入れ替えをお願いします。

休憩(午前10時24分)

再開(午前10時25分)

委員長 再開します。

保険課が出席しました。

続きまして、議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第63号をご覧ください。国民健康保険特別会計補正予算書になります。議案第63号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金530万7,000円の減。こちらは、国県の補助金の額確定によるものです。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金2,881万5,000円の減。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金2,824万7,000円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分177万9,000円の減。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分252万円の減。3項介護納付金分、1目介護納付金分181万6,000円の減。国民健康保険事業費納付金につきまして、今年度の額が確定したことによる減となります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金24万円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 後期高齢者医療特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第64号 令和6年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
ご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入になります。款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料5,478万2,000円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金966万8,000円の減。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金271万8,000円でございます。

続いて歳出になります。5ページをご覧ください。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金4,783万2,000円。

こちらは、納付金の額確定に伴う補正となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

皆様ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

執行部の皆さんは、ご退席をお願いします。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時31分）

委員長 再開いたします。

次は議員と語ろう会についてでございます。その他の事項ですね。

10月に部活動の地域移行につきまして、市内中学校の先生方と意見交換を行いました。事前にラインワークスにて、いただいたご意見を皆様にご覧いただいているところですが、意見交換を振り返って、委員の皆様からご意見、ご感想などをお聞きしたいなということで、ありましたらお願いいたします。

榊原委員 比較的この議員と語ろう会に来ていただいた先生方っていうのはどちらかというところに対して物すごく熱意がある先生なのかなっていう感じなんですよ。

実際のところ、多分行政側で言っている先生方の労働環境の改善とかそういうところの部分含め、部活動の地域移行とかをやっぴり検討されてるのはよく分かるんですが、先生方のご意見を聞いていると、やはり生徒の指導に当たるに当たってももちろん学業であったり、部活動であったりその他であったりっていうところで、人間ですから生徒も個々に輝ける場所が違うんだっていうところをやっぴり今すごく印象に残ってて、そういうところも含めて、ちょっと現場と行政側の認識がまだ相違があるなっていうのが正直な感想です。

以上です。

委員長 ありがとうございます。現場と先生方でやっぱり相違があるというところでの話でございませう。

ほかにありませんか。

鈴木委員 さっきの榊原委員の話にもあるかと思うんですけど、何かやっぴりああいう場所で自分だけあんまり部活動に力入れたくないですとか、なかなか言いづらい雰囲気なのかなってそんな気がしまして、匿名とかでやってみないとなかなか本音のところっていうのが分かりづらいのかなというのがあるって、どうしていったらいいのかがちょっと分からなくなったというのがちょっと本音です。

副委員長 私、榊原委員と全く同じ印象を受けました。

ただこういうことを話すんだよっていう呼びかけの内容から、やっぱり部活動に関心のある先生が多かったんで、鈴木委員がおっしゃるような、言えないっていう感じの方は多分来なかったんじゃないかな。だから、その来なかった方の意見というのはどうかっていうのは分かんないように思います。

それは置いて、そもそも教育の中で部活動をどう位置づけるかっていうのが、定まらないっていう感じがありまして、学校の先生の熱意とか、そういうので今まで任されていたんだけど、実は熱意以外じゃなくて暗黙のやってねみたいなやつが今まであったやつがどうなのかなというところで、ちょっとよく分かってないっていうのが私の正直なところですね。

前に自分の身近な話でいうと、娘が吹奏楽やってたんだけど、やっぱり先生は物すごく一生懸命やってる。それから、私の高校時代の先生も女子の剣道で、神奈川県で優勝なんかしたんだけど、普通ではないと優勝できないって言ってましたよ。それをどの学校にも求めるというところに無理があるんだけど、一生懸命やる人を無視してもいいのかっていうとそうも言えないっていうところは、僕はちょっと、多分皆さんで考え違ふのかなと思っています。すみません考えまとまってなくて。思っていることを言いました。

委員長 ありがとうございます。

原田委員 この議員と語ろう会を通して、やっぱり部活動っていうのが生徒指導上占める部分とか、あとは実際地域移行したときに、けがなどがあったとき、喧嘩とかがあったときの責任の所在、責任のとり方はどうなるのかという不安が大きいという先生方の意見が印象に残るかなと思ってんですけども、知人もいたので、あそこにはですね。後で電話とかでちょっと聞いたら、そうは言っても実際に地域移行されたら先生たちは対応をする、適用すると思うっていうことも聞いて、僕も経験的に確かにそうだろうなっていうのもありました。

ただやっぱりこの部活動地域移行は、メリットデメリットがあると思いますし、現状部活がどんどんなくなっている学校もあったり、単独ではチーム出せないのかなっていたり、クラブチームに行っている子がいたりとかもあったりする中で、先生たちも多分、どっちかという意見分かれると思うんですけど、僕個人的には、やはり子供たちはどう思ってるのかなど。子供たちの意見、あと保護者の方の意見っていうのも、それも多分分かれると思うんですけど、どういうふうに思ってるのかなというのは聞いてみたいなというふうに思いました。

個人としてどっちがいいんだろうっていうのは、よく分かんないなっていうところがあります。

委員長 ありがとうございます。

富山委員 何ができるのかなっていうことを考えると、先生から話を聞いて、先生方の熱意もいろいろだろうし、それを聞いて執行部に伝えることしか我々は、できないのかなと思うんですよ。

ただ、あのときに執行部も来られてたし、それを考えると、先ほど言うような、はっきりした、大変だなんてことは言えないと思うし、どうなんだろうなっていうのは本当悩ましいなっていうのが答えだと思うんですが、ただ、よく考えなくちゃならないのは、自分らがこの問題に関して、どこまで踏み込んでできるのかなと思うと、それほど踏み込めない部分なのかなっていうのが大きくあるのかなっていうのは常に感じております。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 さっき私考えが定まらないって言ったんですが、一つはっきり言えるのは、やっぱり勤務時間に応じた処遇っていうか、支払いをしなきゃおかしいと思いますね。大体部活動やっていると事故もあり得るわけで、そういう先生の責任が問われるかもしれないリスクの中で、いろいろ作業やってることもあるし、やっぱり部活に使うと大変だよな。

その程度によるけど、でもそれがいわゆる闇超勤みたいな、闇じゃないかあからさまだから。未払い超過勤務みたいになってるっていうのは僕はおかしいと思う。だから、そこは議会としても何か言ってもいいかなと思います。

以上です。

富山委員 一つつけ加えなくちゃなんないのが、今言った話に、これまだ移行が始まって間もない。その中で今、少しずつ問題点が出てきてるのかなって。だからここで早急にこれがどうこうっていうよりも、もうちょっとこう長いスパンで見えていかなくちゃならない問題なのかなってというような気がしております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。皆さんから意見頂きましたけども、私も現場の先生方は、大変苦慮しながら、今の状況を子供たちのためにしようと頑張っているのかなというのはいくぶん分かりました。

非常に皆さんからたくさん出てますけども、その部活動の地域移行をどういうふうにするんだっていうのは、まだ先生方によく伝わってない、それは子供たちもよく分かってない、保護者もよく分かってない中で、手探りで始めましたよということなので、もう少し皆さんそれぞれの立場で、どういうふうにしていくのがいいのかっていうのが、もう少したつとはっきり主張されてくるでしょうし、その実態が見えるのかなという気はしましたんで、私ももう少し時間をかけて、ちょっと今回非常に短い時間でしたので、先生方も思っていることの半分も言えないような、そういうニュアンスを感じましたので、またもう1回ちょっと先生方との話し合い、あるいは実際に今度子供たちの話も聞かないと、やっぱり誰のためって子供たちや生徒のためなんで、それは先生方もそれに支援をしていく親御さんもそうですし、地域もそうだよということなんで、1番榊原委員から言われたその子供たちがどうやって輝くのがいいのかっていう、やっぱりそこに尽きると思うんですね。それにはどうすればいいのっていうところをちょっと、もう少し掘り下げたいなっていうような気はいたしました。

鈴木委員 メリットとして、スペシャリストというか、教えていただける機会が増えるっていうのはいいことなのかなと。

実際、野球やってなかった先生が顧問になったりっていうこともあって、スライディングの仕方とかをうまく教えられなくて骨折しちゃったりとかっていうこともあったっていうのを聞いておりますので、そういうけがにもつながるので、やっぱりそういう指導者が教えてくださるっていうのはすごく子供たちにとってもすごくいいことですし、あと美術のことなども、なかなか触れる機会がない美術を教える方々、美術をやっている方々から、直接教えてもらえるっていうのは、とてもメリットはあるのかなと。子供たちの将来に対してもメリットがあることなのかなというのを感じます。

委員長 ありがとうございます。

それともう1点気がついたのは、体育会系っていうか運動部のほうがメインで、この間の先生方もいらっしゃってましたけれども、実際は文化部も皆さんそれぞれ頑張ってるんで、美術もそうですし、吹奏楽部もね。中学校によっては3つぐらい一緒になってやってるところもあるんですけど、吹奏楽は。でも、美術部と吹奏楽部だ

けでいいのかっていうのも私もこれからいろんな人に聞いて提案をしてなきゃいけないのかなど、子供たちもっとやりたいのがあるよねと思うんですよね。その辺をちょっと気づきました。やっぱり皆さん、子供たちが選ぶんで、両方やってる方もいらっしやいますけどね。その辺もちょっと気になりました。

ということなので、部活動の地域移行については、もう少しちょっと先生方あるいは子供たちとか保護者のお話を聞く一緒に聞ける場を設けていきたいと思うんですけども、そのあといろいろ実態が分かってくると思いますんで、要望等をお伝えしていこうかなというふうにしてはどうでしょうかね。よろしいですか。

そういう方向で進めていきたいと思いますので、またいろいろまとめが終わりましたらまたお知らせするような形で順次お知らせしていきますので、ありがとうございました。

ではこの件については以上になります。

続きまして調査事項で、学校給食についても、皆さんと一緒に調査活動をしております。

この間の11月11日に、民間委託となりました学校給食センター及び横堀小学校の視察を実施いたしましたので、振り返りを行いたいと思います。

皆様からご意見はありましたら、感想をお願いいたします。

榊原委員 何にしてもいろいろ給食センターも民間のほうに委託っていうところで切替えになって、いろんな話が実は入ってくるんだけど、それはちょっと置いといても、横堀小学校を見させていただいて、児童の皆さん本当に楽しくおいしそうに食べてるのはひしひしと感じましたので、これはこれで問題なくっていうふうに私は認識しました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 給食センター長もおっしゃってましたけれども、これを出したいけれども予算がないから出せないっていうような食事を出さなきゃいけないことへの罪悪感みたいなものを感じているっていうようなお話もあったと思うんですけども、保護者の出費するお金は変わらず、市としてプラスアルファ出すことができないのかなっていうのは、ちょっと感じていることで、それを市に伝えるとかっていうことが議会として、委員会としてできればいいなというふうに感じました。

副委員長 市は、追加に出すっていうことはやってるんだよね。だからもっと出すって話ですか。近隣市村っていうのは無償化ってのもやってるんで、それに視野において考えるべきだと思いますね。私なんかも無償化したほうがいいと思ってるんだけど、ただ、限られた予算の中で、何をやるかってやっぱり考えなきゃいけないから、教育関係、給食関係の予算枠をもっと増やしてという中で、給食費を無償化に向けて考えてもらいたいと私は思ってます。

鈴木委員 無償化に向けても、国でも動きがあるってということなので、那珂市議会としてでも、国として無償化っていうことを進めてもらいたいってというような、意見みたいなことを伝えるっていうのも一つかなとも思っています。

富山委員 やっぱりこないで行った小学校、給食センターの方々、栄養士の皆さん給食をおいしく頑張ってくれてるんですけど、やっぱり食べてる姿とところ見ると改めて残す子が多いなって本当実感しちゃって、せっかくの本当においしい給食なのにもったいないなって。やっぱりもっと突き詰めて、そういう給食の戻りが減るような、そんな給食って、改めて今回のテーマとしてやってるところですが、何とかならないものかなってというのはやっぱり深く考えたところであります。

以上です。

原田委員 まず、給食センターの民営化に関しては、やっぱり給食センターはいろいろと見られる目も厳しいと思うので、すごい対策されて頑張ってるってやってらっしゃるなというふうに感じました。民営化したことで、どういう影響が出るかってのはまだちょっと見えないうところがありますので、それこそこれから、その辺を注意して見ていかないといけないかなというふうに思いました。

あとは物価高騰による影響ですね。結局、市として補正で出してるんですよ。であるならば最初から、もうちょっと市から出す分をあげたらいいんじゃないかなっていうふうには、結局出すんであればっていうふうに感じました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。いろいろ意見出ましたけれども、おいしい給食は今のところ、出されているのではなかろうかなという話だと思んですけども。ちょっと気になったのが、横堀小学校で子供たちが、学年によってやっぱり好き嫌いがはっきりしてるなというのはちょっと感じまして、サンマがメインであったんで、僕嫌いっていう子が結構何人か聞いたんですけど。いやこれおいしいのに、何でだろうな。やっぱり魚って骨があるから嫌いなのかなってというのは、今の小学生みんなそう思って。骨があるともう魚じゃないみたいな、食べ物じゃないみたいな話になっちゃうんで。実際、骨があっただけで事件になる話もあるんで、僕は栄養士の皆さんともう少しおいしく食べてもらえる、特に魚についてはそういうふうに思っちゃいましたね。おいしいのに残念だという印象です。あとは材料についても、もう少し市内産をとるとなかなか難しいものがありますんで、全量契約栽培でやれるのかなというの、今後考える必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

鈴木委員 やっぱりおいしく感じられるって塩分が関係もしてくると思うんですけど、やっぱり味が濃いのに家庭で慣れてしまうと。給食っていう薄いしおいしくないなっていうのも一つなのかなって思って、なので家庭での食育っていうのも一緒に進めることってい

うのも、大切なのかなっていうふうに思いました。

榊原委員 今回の鈴木委員の話と委員長の話もそうなんですけど、魚の話、これは間違いなくご家庭ってところが加味してると思います。どうしてもやっぱり調理の段階とか、もちろんコスト面とかも考えていったときには、やっぱり魚より肉のほうがしやすい的なところがある。それに従い今度やっぱり子供のほうも魚よりは肉のほうがぱくぱく食べるっていう感じなんじゃないかなっていうふうに私は思いますけどね。やっぱり骨の話なんか特にそうですよ。もう骨がない魚っていませんから。ないですからそんなものは。ですから、やっぱりそういうところも含めてやっぱり指導的なところも、加味した上でやっぱり考えていくべきかなっていうふうに思いますね。

以上です。

副委員長 今いろんな話があって、まず魚の件なんですけど、肉にも骨はあるんですよ。

ただ、要するに我々の普段食べるところに、骨があるか。特に、喉に引っかかる骨があるかどうかなんですよ。

これは、横道に反れるんですが、私の職場に、課内で旅行行きますよね。全然魚を食べない人がいるんですよ。ところが寿司は食べるんです。あるとき不思議に思って、何でって聞いたら、要するに子供のときに喉に骨が引っかかって大騒ぎになったことがあるんだって。それがもうトラウマで嫌だって言っていました。

でも、それが魚食べないでいいって言うっていいのかわからない。個人はその人がいいならいいけど、全体としてはそういう食べ方とか、それから場合によっては、その対処の仕方、何かあったときにね。それを学んでいかなきゃいけないかなと僕は思ってるんです。だから、それは味の好みによるんですけどね。味の好き嫌いもある程度しようがないけど、ある程度食べてみて、それからおいしく感じるようになっていくっていう部分もあるから、単純に残さないにしろとだけ言うのはよくないと思っています。

ちなみにうちの子も、あんまり魚の料理食べなかったんだけど、私があるときアジを買ってきて、自分で下ろして作ったんですよ、刺身を。ネギにいっぱい入れて。ネギなんかほとんど食べないのに、そうしたら一緒にうまいうまいって食べた。だから、味覚って変わっていくしね。その経験によって変わるものがあると思うんです。

それともう一つ、塩分に関しては、私この辺の人は塩分濃すぎだと思う。正直言って。スイカなんか塩出されると、がっかりしちゃうんだよね。だから食育って言ったけど、塩が多すぎると、物の味も分かんなくなるんですよ、僕なんかは。だから何ていうかな、薄めのほうが好きなんです。それをどっちにしろって言うってこともないけど、ただ、日本人の平均は塩分多過ぎたよね。医療の観点からいって、そういう点は教育してほしいと思うけど、総合的に考えたら、ある程度好き嫌いあってもしようがないけど、ある程度はちゃんと食べられるようにするっていうのも食育の一つかなと思います。

だから、ずっと何でもまずいものばかり出てくる給食じゃ困るけど、あるときに、

生徒が嫌がるのはある程度出てもしょうがないと私は思います。

富山委員 話ちょっと違くなっちゃうんですけど、原田委員言うように、こないだ1食260円でしたっけこれ。この260円の検証って必要なのかなって。果たして今のご時世で牛乳がついてパン食、ご飯麺類つけて、260円でも果たして賄えるものなのかなって。やっぱり相当な努力をして、今補正の中であれだけ上がってきてるんだと思うんですけど、もうちょっと原田委員言うように、含み持ったもう少し作りやすい金額設定っていうのが、どのぐらいになるのかっていうのもやっぱり考えてみる必要があるのかなとは思いますが。

委員長 どうもいろいろありがとうございました。この振り返りについてはまとめさせていただいてラインワークスのほうへ流させていただきたいと思います。

いろいろな要望事項等も出てきましたので、それも含めて。給食センター、学校給食についてはですねまだ調査中で、今後予定としましては、2月5日に静岡県袋井市、それから6日に足立区の給食センターの視察の予定を決めております。視察先に事前に質問内容を送りたいと思いますので、質問内容について、この件については、まだ間があるのでラインワークスっていうか、そっちのほうへ入れといてもらえますかね。

それでよろしいですか。この場でじゃなくて、改めてこういう質問ですよというのを先に投げちゃっておきますんで、これはこの場で協議ということよりもあとメールください。ということでお願いいたします。

足立区の給食センターと袋井市のほうですね。あと視察については、今サイドブックスのほうで案を示しておりますんで、最終決定されたものを改めてもう一度流させていただきたいと思います。今のところはこういう内容でちょっと朝早いんですが、6時集合でスタートするというようになってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、給食の調査事項については以上にしまして、続きまして、茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会と横手の市議会友好訪問の出席者についてを確認いたしますということで、今、画面出ていますのが議員研修会、第2回ですね。こちらの内容になります。ハラスメントの基本と予防の必要性ということで、講話が予定されております。日にちは、2月14日3時からです。こちら行かれる方は、募集しますけど。

(「みんなじゃないですね」と呼ぶ声あり)

委員長 1人。委員会1名なんで、合計3名。

鈴木委員 はい。

委員長 では、議員研修会のほうは、鈴木委員にお願いいたします。

横手市議会友好訪問については、今まで初年度委員長が行って、次副委員長が行って次委員の方というようなことで派遣をしておりますんで、今回は私、寺門でよろしいでしょうか。

(なし)

委員長 来年は副委員長で、その次は委員の方ということで、順次行きますので、よろしくお

願いたいと思います。横手市のほうは、寺門のほうで行かせていただきます。

本日の議事審議は全て終了いたしました。

ほかに委員の方からありますか。

原田委員 すみません。

その他ということで、ちょっとご提案がありまして、皆様のご意見を伺いたいんですけども、サイドボックスに送られたものの中に、小・中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書ということで、ちょっと国のほうに意見書の提出をしたいと考えておりまして、これはやっぱり教育厚生常任委員会にも関ることかなと思いますので、ぜひ皆様のご意見をお伺いしたいなと思っております。

内容のほうなんですけれども、ちょっと簡単に読ませていただきますと、令和6年元日に発生した能登半島地震では多くの小中学校舎が避難所として活用された。特に体育館は授業に支障を来すことが少ないことから、普通教室、特別教室に比べ利用されていることが多い。

しかしながら、公立学校施設の普通教室への空調設備設置率は全国で99.1%となっている一方、全国の小中学校既存体育館への空調の設置状況は全国平均18.9%であり、政府目標である令和17年度までに95%という目標とは大きな隔りがある。能登半島地震においても体育館に避難された方々は、ストーブ等を利用するしかなかったが、これが真夏の災害であれば暑さによる二次被害が続出することは想像に難くない。線状降水帯や台風による大雨災害は、全国どこでも起こりうる状況である。また南海トラフ地震が発生すれば、その被害は甚大であり、避難所での長期の生活が想定される。

よって、国におかれては、国民の安全と大規模災害時にあっても憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る観点から、下記の措置を講じられるよう強く要望するというところで、現在、国からは体育館など、屋内運動場の冷暖房設置に関して、令和7年度までは2分の1が国庫補助として出されるということになっておりまして、またこれは冷暖房の設備だけじゃなくて、断熱工事前提で、断熱工事してなければその冷暖房もつけられませんよっていう話で、断熱工事の分も2分の1は国庫補助金として出しますよというふうにされています。

また、文科省のホームページには、具体的な工事にかかる金額、屋根の断熱をこういうふうにやって、空調設備つけたら幾らぐらいかかりますよみたいな例も、五つほど挙げられているんですけども、ただこれについて、自治体がまだ十分に把握してない部分もあるんじゃないかということで、それで一つ目の要望としまして、空調設備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法を、改めて意識を高めるためにも十分に説明することの要望が一つ。

あと二つ目として、財政力指数にかかわらずってあるんですけども、これ財政力指数が1以上の自治体に関しては7分の2の補助というふうになってるんですけども、そ

こについても、より補助を出すとか、あとは令和7年度が終わってしまいますと、那珂市とかも2分の1じゃなくて3分の1の補助しか受けられないということになってしまいうので、その辺も事業遂行が可能となるような、財政援助の強化っていうのを行ってくださいっていう、こういった要望を意見書として提出することを考えているんですけども、教育に関わることですので、委員会として提出するという、委員会として本会議にかけるっていう考えもあるでしょうし、いろいろとそういうことも含めてご意見伺えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 原田委員のほうから、提案がありましたけれども、皆さんどうでしょうか。ちょっと意見をいただければ。

副委員長 私自身は、体育館等に何か居心地をよくするのは、やりたいところです。

だけど、この文章を見ると、何か空調設備を入れることしか考えてないような感じがして、そもそも私は、体育館に限らず断熱するとか、それから換気のコントロールをすることのほうが大事だと常々思ってるんですよ。実際私の家は、29年前に建った家なんですけど、非常に断熱をよくして家全部全体をコントロールしたような家なんです。それを経験すると、やっぱり断熱はものすごく大事なんですよ。

ここで災害のときって言ってるんですけど、災害とかは電気使えなくなりますよね、多くの場合。大きな災害だったらね。そしたら、幾ら空調機入れたって全然役に立たないんですよ。ところが断熱をよくすれば、空調機は多少動かなくても、かなり違うんですよ。

だから、基本の趣旨は多分そうかもしれないけど、ちょっとこのままではよくないと思う。やっぱり断熱を考えた上でやらないと。仮に入れたとしても断熱がよくない状態で、空調だけやったら電気代がかさみますから、物すごく。全然違うんですよ、断熱がいいかどうか。そういうふうにして手直しするんだったら、賛成できるけど、このままではちょっと考えてないね、那珂市議会はって言われると思います。

以上です。

鈴木委員 私も体育館への避難ということで、やっぱり暖かくて涼しいところというのはすごく評価はできるんですけど、ただ、今体育館も古くなってきている状況の中で、改修もしないといけないことになると思うんですね。ただこれ空調だけ入れればいいだけじゃなくて。その中でどれだけのお金がかかって、2分の1っていてもかなりの額が必要になる中で、私はそれよりも、災害のときって電気を使わずに外の空気を使ってという研究だったりとか、そういうものもできてきているので、そっちにもっと予算をかけるとかっていうのが現実的なのかなっていうこともあるのと、あとその体育館にっていうことではなくて、まずは特別教室に私は入れてもらいたいっていうのもあるので、第一に体育館にっていうことでちょっと賛成しづらくなっていうのがあります。

原田委員 ありがとうございます。

副委員長のおっしゃるとおり、この文言をもっとその断熱ってことがあんまりこちらに書かれてないので、そのところをもっと強調したような文言にっていう。

副委員長 やっぱり施策として総合的に考えた要求にしたいっていうのが私の考えです。

原田委員 ちょっとそこは手直しをしてみたいと思います。

鈴木委員のご意見もありがとうございます。

これ第一に体育館をという話っていうわけではなくて、もちろん特別教室も進めていただいてっていうところでした、あとやはり、おっしゃっていただいた自然の冷気とかそういった設備っていうお話あったかと思うんですけども、これどうなんでしょうかね。そういうのにも、この補助金というのは充てられるのかとか、改修工事にも充てられるは充てられるんですよ。

ただそういうところも、説明していただきたいなっていう説明をもっとしていただきたいなっていうような要望という感じで出すというイメージでは考えておりますというところですよ。

榊原委員 見てると、災害っていうところの観点の主なところになってくると思うんですね。

我々今教育厚生常任委員会としては、もちろん第3回定例会の一般質問なんかでも出しましたけど、要は物すごい酷暑の中でねっていうところでの空調設置っていうところで、もちろんこれ体育館も比較的築年数がもう結構経過してるっていうところも勘案してっていうところも考えなきゃならないだろうし、だからそうするとやっぱりこの今出された文言では、非常にやっぱりいい出すにはちょっとまだまだネタというか、内容がちょっと薄いのかなっていうふうなふうには感じてはいます。

以上です。

富山委員 趣旨っていうのは、大変これはやっていただきたいことだっていうのは十分に理解本當にします。

ただ、この文言を見ちゃうと、避難所となればこれうちの委員会だけじゃなくて、総務生活常任委員会が主となる委員会となりますし、そうなればやっぱり全協の案件にもなっていくのかなと思うし、また、あとこの数字なんですけどこれ那珂市議会でもし提出するのであればですよ、数字の根拠、引用根拠99.1%と平均18.9%、令和17年度95%とかっていうこの引用に対する根拠も示さなくちゃならないし、あと最後の部分なんですけど、これ政府で閣議決定されている案件なんですよ。多分。

原田委員 どこの部分ですか。

富山委員 全部。

この間11月。となるっていうのがあって、果たして今の時期にあえて必要なのかなあという部分があるんですけど、その部分って閣議決定ありましたよね。

(複数の発言あり)

富山委員 今自分で読んじゃいますね。断熱性の確保要件にして関連機器779億円を計上した

っていうの。これ、体育館の空調整備交付金って779億円計上したっていうこと。もし局長のほうであるのであれば、お願いします。

事務局長 今、富山委員のほうから説明があったとおりなんですけども、11月22日に閣議決定されていて、そちらのほうの国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策ということで閣議決定をしているところです。

そちらの中で三つの柱があるんですが、そのうちの一つの国民の安心・安全の確保の中で、防災減災及び国土強靱化の推進の中で、学校施設、体育館、避難所となる全国の学校体育館への空調設備について、ベースの倍増を目指して計画的に進めるということで補正予算を一応779億円計上しているところで、今、審議のほうをされていると思われ

ます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。ということなんで、国でも補正予算で成立すれば動くということ

ことで改善はされるということになります。

いろいろ皆さんのほうから意見が出ましたけれども、今日、当委員会としては、やっぱり国の動向もきちんと見定めて、やっぱり有効な策として打ちたいということもあるんで、教育厚生だけですと、災害という観点が強いんで総務生活のほうも入れて考えていかないといけないんで、今後やっぱり総務生活所管、それから教育厚生所管のところで、各担当部署とも調査というか、内容を確認しながら、そういう意見書はつくって出したほうがいいのかなどという気はしますんで、当委員会としては、提出はちょっとできないということで、皆さんもそういう意見だということで、私は感じたんですけど、それでよろしいですか。後は全協のほうで諮ってということになるんで。どうしても出すという場合は、全協のほうで諮っていただいて、こういう案件なんだけどどうだろうということ、お願いをしたいんですけど、ということよろしいですか。

原田委員 ありがとうございます。

皆さんからいろいろご意見頂きまして、いろいろ勉強になりまして、ありがとうございます。お時間頂きましてありがとうございました。

委員長 当委員会では、国等でも予算化がもう間近ということでございますので、今回については、見送るということで決定いたしたいと思えます。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

教育厚生常任委員会を、以上で終わりいたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会（午前11時15分）

令和7年1月27日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚